



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 駒井鉄工株式会社
代表者名 取締役社長 須賀 安生
(コード番号 5915 東証・大証第1部)
問合せ先 専務取締役兼専務執行役員
海老澤 正博
(TEL. 03-3833-5101)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 77 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）に目的事項を追加するものであります。
- (2) 公告閲覧の利便性の向上と公告掲載費用の節減を図るため、電子公告制度を採用することとし、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を明確にするため、現行定款第 4 条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 本年 2 月に策定した「緊急経営対策」に基づき、管理体制の集約、組織再編を進めていることから、現行定款第 18 条（定員）に定める取締役の員数を「10 名以内」から「8 名以内」に減員するものであります。
- (4) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）ならびに「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）および「会社計算規則」（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条（機関）を新設するものであります。
 - ② 株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - ④ 株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用することとし、変更案第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - ⑤ 株主総会における代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法および代理人の数を明確にするため、現行定款第 16 条（議決権の代理行使）につき所要の変更を行うものであります。

- ⑥ 必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ⑦ 社外監査役として有為な人材を確保することができるよう、また、期待される役割を十分に發揮することができるよう、変更案第 35 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
 - ⑧ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除、文言・引用条文の変更など所要の変更を行うものであります。
- (5) 現行定款の規定を全般的に見直し、条文の整備および字句の修正などを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 (現行どおり)
(1)～(6) (省略) (新設)	(1)～(6) (現行どおり) <u>(7) 風力発電機等による売電事業</u>
2. (省略)	2. (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(新設)	(機 関)
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(株式の総数)	(発行可能株式総数)
第5条 当会社の発行する株式の総数は、99,525,000株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、99,525,000株とする。
(新設)	(株券の発行)
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買収受けることができる。	第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

<p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当会社の<u>1 単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当会社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p>
<p>2. 当会社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式</u>（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。</p> <p>但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>2. 当会社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p>
<p>(株券の種類)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第8条 当会社の発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。</p>
<p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当を受けける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式</u>を売り渡すことを請求することができる。</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当会社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1 単元の株式の数となるべき数の株式</u>を売り渡すべき旨を請求することができる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p>
<p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名</p>	<p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備え置きその他の株主名</p>

<p><u>義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り</u> <u>および買増し、質権の登録、信託財産の表示ま</u> <u>たは株券の再交付その他株式に関する事務は、</u> <u>名義書換代理人に取り扱わせ、当会社において</u> <u>はこれを取り扱わない。</u></p>	<p><u>簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に關</u> <u>する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、</u> <u>当会社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券喪失登録、質権の登録、信託財産の表示または株券の再交付その他株式に関する手続については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または本款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、その他必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p>
<p>第13条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p>
<p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつけ)</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなしつけ)</p>
<p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	

<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 商法第343条の規定に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は委任状を当会社に差し出さなければならないものとする。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席取締役が、これに記名捺印または電子署名をして当会社に保存する。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. (省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとする。補欠によって選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(定員)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。2. 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。2. 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p>

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。取締役社長は会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会は、その決議をもって、会社を代表する取締役を選任することができる。</p> <p>(報酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 前項の招集通知は各取締役および各監査役に対して、会日より3日前までに、その通知を発する。但し、緊急の必要ある場合は、その期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。取締役社長は会社を代表する。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会は、その決議によつて代表取締役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。但し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 前項の招集通知は各取締役および各監査役に対して、会日より3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>
--	---

<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(選 任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し</u>、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終了のときまでとする。 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第28条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める</u>。</p> <p>(報 酬)</p> <p>第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より3日前までに、<u>その通知を発する</u>。但し、緊急の必要ある場合は、その期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または定款に<u>別段の定めある場合を除き</u>、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定 員)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し</u>、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結のときまでとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する</u>。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日より3日前までにその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合は、その期間を短縮することができるものとする。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第35条 当会社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
--	---

第6章 計 算

(営業年度)

第32条 当会社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(新設)

(利益配当金および中間配当金)

第33条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対して支払う。
2. 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または質権者に対し中間配当金(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を支払うことができる。

(新設)

(配当金の除斥期間)

第34条 利益配当金および中間配当金が、支払提供の日より3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れる。

第6章 計 算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(削除)

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。